

## Tax & Legal Services Newsletter

Vol. April 2014

### コミュニティー企業に対する所得税の免除

財務省省令No. 303 は、パートナーシップや法人格を有しない人的団体で年間所得が1.8百万バーツ以下のコミュニティー企業に対して、個人所得税を免除するとしています。当該免税規定は、当該省令に規定されている規準や条件を満たす限りにおいて、2009年1月1日から2016年12月31日まで適用されます。

### 関連会社への投資から生じる損失

歳入局通達No. Paw. 146/2557 は、関連会社の解散により生じる投資損失の損金算入を認めるとしていた従前の通達（歳入局通達No. Paw. 135/2551）を廃止しました。旧通達では、債務者である法人が債務を返済するために債権者である関連会社に対して増資割当を行い、その後、当該債務者である法人が債権者からの投資を返済することなく解散した場合には、一定の要件を満たす限りにおいて、当該債権者である関連会社は当該増資引受による投資に係る損失を損金に算入できると規定していました。新しい通達は、2014年3月18日から適用されています。

### 配偶者の付加価値税 (VAT) 登録

タイ国においては、付加価値税 (VAT) の登録は、年間売上高が1.8百万バーツを超える場合に必要となります。タイ国歳入法が個人所得税の夫婦個別申告を認めているため、配偶者が夫婦共同で事業を行いその年間売上高は1.8百万バーツを超えるが、個人所得税の申告を夫婦個別に行う場合においてそれぞれの売上高が1.8百万バーツに満たない場合に、当該配偶者は VAT の事業者登録が必要か否かという疑問が生じました。これについてタイ国歳入局は、配偶者が VAT の対象となる事業を夫婦共同で行い所得を得た場合において、当該事業から生ずる年間売上高が1.8百万バーツを超える場合には、夫婦双方の名前で VAT の事業者登録が必要になるとの見解を示しました。その根拠は、VAT の制度は、夫婦個別申告を認めている個人所得税の制度とは異なるということです。そして、事業が夫婦共同で営まれ、配偶者が当該事業から所得を得ているか否かは、ケース バイ ケースで判断されます。

### 最高裁判所の判決

#### Non-BOI 事業に係る経費

バンコクに本店を有し金融商品に投資を行っているある法人は、ランブーン工業団地にある支店でタイ国投資委員会 (BOI) の投資奨励事業（法人所得税の免除が認められる電気製品の製造）を営んでいます。本店は、803百万バーツの約束手形の購入、303百万バーツの支店への貸付、および既存債務、租税、利息、その他の費用の支払いのために海外から1,335百万バーツの借入れを行いました。法人所得税の計算上、当該法人は、支払利息および当該ローンに係る為替差損を全額 Non-BOI 事業（法人所得税の課税対象事業）に配賦しました。これについてタイ国歳入局は、これらの費用は、それぞれの事業から生ずる収入金額に応じて BOI 事業と Non-BOI 事業に按分しなければならないと指摘しました。

タイ国最高裁判所は、当該法人が当該ローンを Non-BOI 事業だけではなく BOI 事業（法人所得税が免除される事業）にも使用していることは明らかであり、各事業に帰属すべき費用の按分を怠っていたとして、BOI 事業（法人所得税が免除される事業）への費用按分をすべきとする歳入局の指摘を支持する判決を下しました。

## 歳入局のルーリング

### サービスを提供しなくなった場合のクレジット ノート（貸方票）の発行

ある飛行訓練所は、飛行訓練を提供するとともに、研修所において訓練生に食事及び宿舎を提供することを予定していました。しかし、当該訓練所は予定していた食事と宿舎の提供ができなかったため、訓練生を研修所施設外に宿泊させました。訓練生が食費及び宿泊費を自ら支払わなければならなくなったため、当該訓練所は食事及び宿舎に係る費用を訓練生に返金しました。当該訓練所は、提供したサービスの価値が低下したことに伴い、歳入法 **Sec. 86/10** の規定に基づく付加価値税 (VAT) のクレジット ノート（貸方票）を発行することができるか歳入局に確認しました。

これについてタイ国歳入局は、当初の訓練契約書には、訓練所が訓練生に食事及び宿舎を提供する義務や、それらを怠った場合に関連費用を訓練生に返金する義務は明記されておらず、当該費用の返金は、サービスの不備、契約不履行、サービス欠如に基づく現行契約の解除ではなく、むしろ新規契約に基づく債務の減少に該当するとしました。したがって、本件の場合、クレジット ノートの発行は歳入法 **Sec. 86/10** の規定には該当しないと回答しました。しかし、コマーシャル インボイスの発行は認められます。

### 夫婦の個人所得税申告方法の変更

双方に所得のある夫婦は、2013年3月に2012年分の個人所得税の申告書を個別に提出しました。その後、当該夫婦は、妻の所得を夫の所得に含めて合算申告を行う予定です。

タイ国歳入局は、夫婦は事前承認を得ることなく、申告方法を個別申告から合算申告に変更できると回答しました。

（注）本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

[http://www.deloitte.com/view/en\\_TH/th/services/tax-and-legal/9098aaa9bb865410VgnVCM3000003456f70aRCRD.htm](http://www.deloitte.com/view/en_TH/th/services/tax-and-legal/9098aaa9bb865410VgnVCM3000003456f70aRCRD.htm)

### 日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、**Japanese Services Group (JSG)** は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 **850** 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 **6** 名が常駐し、日本の事務所からも頻繁にプロフェッショナルが出張ベースで来タイしております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

鈴木 基之	隅田 拓也	宮下 淳	近藤 充	藍原 滋	真鍋 一孝
日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国税理士	日本国税理士
パートナー	シニアマネージャー	シニアマネージャー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 12506	Ext. 13228	Ext. 12931	Ext. 11676	Ext. 13002

**M&A & International Tax & Corporate Tax**

Wanna Suteerapornchai  
+66 (0) 2676 5700 ext 10691  
[wsuteerapornchai@deloitte.com](mailto:wsuteerapornchai@deloitte.com)

**Indirect Tax & Corporate Tax**

Darika Soponawat  
+66 (0) 2676 5700 ext 12784  
[dsoponawat@deloitte.com](mailto:dsoponawat@deloitte.com)

**Legal Services**

Cameron McCullough  
+66 (0) 2676 5700 ext 5015  
[camccullough@deloitte.com](mailto:camccullough@deloitte.com)

**Transfer Pricing & Customs Services**

Stuart Simons  
+66 (0) 2676 5700 ext 5021  
[ssimons@deloitte.com](mailto:ssimons@deloitte.com)

**Business Tax & International Tax**

Anthony Visate Loh  
+66 (0) 2676 5700 ext 5022  
[aloh@deloitte.com](mailto:aloh@deloitte.com)

**Business Tax & International Tax**

Korneeka Koonachoak  
+66 (0) 2676 5700 ext 5023  
[kkoonachoak@deloitte.com](mailto:kkoonachoak@deloitte.com)

**Global Employer Services**

Mark Kuratana  
+66 (0) 2676 5700 ext 11385  
[mkuratana@deloitte.com](mailto:mkuratana@deloitte.com)

---

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see [www.deloitte.com/th/about](http://www.deloitte.com/th/about) for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 200,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte Network") is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2014 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.